

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2013(平成25)年6月25日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考	
甲 2	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(2006年)」	写	平成2年8月30日	原子力安全委員会	活断層の認定基準が、「考慮する活断層としては、後期更新世以降の活動性が否定できないもの」であること。	
甲 19 - 1	安全審査の手引き(「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き2010年」)	写	平成22年12月20日	原子力安全委員会	活断層の認定に関し、「活断層が存在する可能性が推定される場合は、～安全側の判断を行うこと」、「後期更新世以降の累積的な地殻変動が否定できず、～断層運動が原因であることが否定できない場合～耐震設計上考慮する活断層を適切に想定する」とされていること。	
甲 37	有識者会合第5回評価会合議事録(抄)	写	平成25年5月15日	原子力規制委員会	名古屋大学の鈴木康弘教授が、活断層の認定基準にかかる発言の中で、「活断層とは後期更新世以降に活動したものというふうに定義されているのではなくて、その可能性が否定できないものというふうに定められているということを尊重しなくてはいけない」等、述べていること。	
甲 38 - 1	平成25年度原子力規制委員会本会議第7回会合議事録(抄)	写	平成25年5月22日	原子力規制委員会	1 原子力規制委員会の小林安全規制管理官が、「特に18年9月の指針の制定時には、実は当初の原案は、後期更新世以降の活動が認められるものを耐震設計上考慮する活断層とするようになっておりました。認められるものとした場合には、いわゆるデータ不足の場合、耐震設計上考慮する活断層がなくなってしまうことでもありますので、この当時の議論として、このようなことがないように、信頼性、説明性の観点から、最終的には後期更新世以降の活動が否定できないものを耐震設計上考慮する活断層とすると改めて制定されていきます。」と、活断層の認定基準の制定経緯を述べていること。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲38 - 1 (続き)				2 原子力規制委員会の島崎委員長代理が、活断層の認定基準について、「耐震設計上考慮する活断層」ということで、「後期更新世以降の活動が否定できないものとする。」という表現になっている。否定できないもの、普通だったら、活動が認められるものだから、そう書くべきところだと思うのに、わざわざ「否定できないものとする。」という言い方をしている。あるいは、その後の安全審査のときでも、「安全側の判断を行うこと。」というのは繰り返し書かれている。」と述べていること。	
甲38 - 2	「敦賀発電所敷地内 破砕帯の評価について」	写	平成25年 5月15日	原子力規制委員会 敦賀発電所敷地内 破砕帯の調査に関する有識者会合	「敦賀発電所2号炉原子炉建屋直下を通るD - 1破砕帯については、後期更新世以降の活動が否定できないものであり、したがって、耐震指針における「耐震設計上考慮する活断層」である。」旨判断できるとしたものである。今後、新たな知見が得られた場合、必要があれば、これを見直すこともあり得るが、その際には、追加調査等によって“後期更新世以降の活動を否定する”客観的なデータを揃えること等が必要である。」などとし、耐震設計審査指針等の活断層の認定基準を厳格に適用したこと。
甲39 - 1	大飯発電所敷地内 破砕帯の調査に関する有識者会合 第1回評価会合議事録(抄)	写	平成24年 11月4日	原子力規制委員会	1 平成24年11月2日に、有識者によるF - 6破砕帯の現地調査が行われ、F - 6破砕帯の北側に位置する台場浜付近で行われたトレンチ調査の結果、地層のズレ(逆断層)が見つかったこと。 2 現地調査の結果、有識者が、上記地層のズレの出来た時期が、12万5000年前以降であり、活断層であることは否定できないことで意見が一致していること。
甲39 - 2	大飯原子力発電所 敷地内の活断層		2012年11 月4日	渡辺満久	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	備考
甲40	大飯発電所敷地内 破砕帯の調査に関 する有識者会合 第2回評価会合議 事録(抄)	写 平成24年 11月7日	原子力規 制委員会	1 第2回評価会合において、F - 6破砕帯が活断層であることを否 定する証拠はなんら示されることも なかったこと。 2 渡辺満久教授が、「活断層で はないとおっしゃった方は1人もお られなかったんですよ。」と述べて いること。	
甲41	平成24年度原子 力規制委員会 第11回会議議事 録(抄)	写 平成24年 11月14日	原子力規 制委員会	原子力規制委員会の島崎委員 長代理が、第11回原子力規制委 員会において、台場浜トレンチ で確認されたズレは、12年から13 万年前頃にできたものであること ズレの成因は、活断層と考えて もいいが、地滑りの可能性もある、 という点を確認したこと。	